HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	会則・規約
著者	
引用	北海学園大学経営論集，15(2)
発行日	2017-09-25

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

北海学園大学経営学会会則

第１条　本会は，北海学園大学経営学会と称し，事務局を北海学園大学経営学部内に置く。

第２条　本会は，広く経営学の研究，調査の実施及びその発表を目的とし，下記の事業を行う。

⑴　会誌「北海学園大学経営論集」の発行

⑵　研究会並びに講演会の開催

⑶　調査の実施

⑷　図書の刊行

⑸　その他

第３条　本会は，正会員（本大学経営学部専任教授，准教授，講師，助教及び助手）をもって組織する。

第４条　本会は，申込により賛助会員（本学関係者及び本学経営学部卒業生），学生会員（経営学研究科大学院学生・経営学部学生）を置くことができる。

第５条　会員は，下記の特典を受けることができる。

⑴「北海学園大学経営論集」の頒布を受けるほかに，その他の出版物については特価をもって頒布を受けること

⑵　本会の行事，事業に参加すること

第６条　本会の機関として，総会及び委員会を置く。

第７条　総会は，正会員により構成され，本会の意志を決定する最高の決議機関であって，次の事項を決議又は承認する。

⑴　予算及び決算に関すること

⑵　役員の改選に関すること

⑶　会則の改廃に関すること

⑷　その他の重要なこと

第８条　委員会は，会長及び委員により構成され，総会の決定事項の執行機関である。会長は随時これを召集することができる。

第９条　本会に下記の役員を置く。

⑴　会長　　１名　本学経営学部長がこれにあたる

⑵　委員　若干名　正会員から互選する

⑶　監事　　１名　正会員から互選する

第10条　会長は，本会を代表し，会務を統括する。委員は，会誌「北海学園大学経営論集」その他の出版物の編集刊行にあたるほか，本会の庶務，会計などの日常運営業務を分担する。監事は，本会の会計，業務の執行に関する事項を監査し，会の運営の適正を図らなければならない。

第11条　本会の役員の任期は，２年とする。ただし，役員に欠員を生じ，補選された者の任期は，前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。

第12条　本会の経費は，会費，寄付金及びその他をもってこれにあてる。

第13条　正会員は，所定の会費を納入するものとする。

第14条　本会の会計年度は，４月１日から翌年の３月31日までとし，年に１度以上監査を受けなければならない。

附　　則

本会則は，平成15年４月１日から施行する。

附　　則

本会則は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

本会則は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

本会則は，平成24年４月１日から施行する。

北海学園大学経営学部論集『北海学園大学経営論集』規約

第１条（発行主体）

北海学園大学経営学部論集『北海学園大学経営論集』（以下，論集）は，北海学園大学経営学会（以下，経営学会）の名において発行される。

第２条（発行責任）

論集の編集責任は論集委員が負う。

第３条（発行回数）

論集は，原則として年４回，３ヶ月ごとに発行する。

第４条（掲載資格者）

論集の掲載資格者は，次のとおりとする。

⑴　経営学会の正会員。

⑵　本学部の非常勤講師で，本項１号に該当する者の推薦ある者。

⑶　経営学研究科博士（後期）課程の学生会員で指導教員の推薦を受け，かつ，論集委員が依頼する副査の審査に合格した者。

⑷　その他，論集委員が経営学会の承認を得て掲載を認めた者。

第５条（掲載内容）

論集の掲載内容は，次のものとする。

⑴　論文

⑵　研究ノート

⑶　書評

⑷　翻訳

⑸　雑報

第６条（著作権）

第１項　論集に掲載された論文などの著作権（著作財産権，Copyright）は，経営学会に帰属する。

第２項　ただし，論集に掲載された論文などの執筆者が，この論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合，経営学会は無条件でこれを認める。この場合，執筆者は経営学会に対して許可を求める必要はないものとする。

附　　則

この規約は平成15年６月30日より施行する。